

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成26年3月4日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市いじめ防止対策マニュアルの策定について（取り下げ）

議案第2号 白井市就学援助費支給規則の制定について

議案第3号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の制定について

議案第4号 白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 白井市学校支援アドバイザーの委嘱について

議案第7号 白井市教育相談員の委嘱について

議案第8号 白井市適応指導教室指導員の委嘱について

7. 報告事項

報告第1号 白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改正について

報告第2号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 石垣 裕子

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長

田代 成司

教育総務課長

五十嵐 孝明

生涯学習課長

笠井喜久雄

文化課長

黒澤 博史

書 記

伊藤 祐子

午後2時 開会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成26年第3回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名です。議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりです。

なお、議案第1号「白井市いじめ防止対策マニュアルの策定について」、検討の必要が生じたため取り下げの申し出がありましたのでお諮りします。取り下げとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それではそのように取り扱います。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 会議録署名人の指名をいたします。小林委員と石垣委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。

特にないようですので、次に進みます。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員から報告がありましたらお願いします。

○教育長報告

○石亀委員長 米山教育から報告をお願いします。

○米山教育長 それでは、前回の教育委員会議、2月5日以降の報告をさせていただきます。

6日、学校給食共同調理場運営委員会に出席いたしました。12日、人事異動の面接が印西市でありました。教職員への内示は3月14日に行う予定です。3月定例議会が開催されております。一般質問が終了し、委員会に付託された議案と、新年度予算を除いた分が終了しております。来週、新年度当初予算の審議が行われます。一般質問については、議事録ができましたらご覧いただきたいと思っております。16日はスポ少の学年末駅伝の予定でしたが、雪の影響で中止になっております。

21日、PTAからいただいていた要望について現地確認等を行い、P連の代表者と行政の関係課が集り報告会を行いました。詳細については、後ほど田代部長から報告させていただきます。22日土曜日、福祉大会が中ホールで開催され出席いたしました。桜台小中学校給食共同調理場調理業務委託業者の選定委員会が始まっております。学校給食共同調理場部分についての選定委員会は、現状の学校給食共同調理場の調理業務委託ということで、概ね3年間の調理業務委託業者の選定委員会がスタートいたしております。私のほうからは以上です。

○石亀委員長 ただいまの教育長報告について質問等がありましたらお願いします。特にありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第2号「準要保護児童・生徒の認定について」は個人に関する情報であるため非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開といたします。

○議案第2号 白井市就学援助費支給規則の制定について

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第2号「白井市就学援助費支給規則の制定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第2号「白井市就学援助費支給規則の制定について」。白井市就学援助費支給規則を次のように制定する。平成26年3月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

本案は、これまで内部要綱に基づき支給していた就学援助費について、扶助費としての性質から支給の根拠を規則に位置づけるため、新たに白井市就学援助費支給規則を制定するものでございます。

第1条、学校教育法19条に基づいてという形で書かれております。第2条は、定義が書かれております。第3条につきましては、支給対象者でございます。支給対象者は、市内公立小中学校に在学する児童生徒の保護者で、要保護者または準要保護者に該当するものとします。ただ、区域外就学をしている児童生徒の保護者に対しては、関係教育委員会と協議して支給の可否を決定することといたします。

続きまして、第4条でございます。支給額等でございます。就学援助費の種類と支給額について規定するものでございます。これにつきましては、別表（第4条関係）があります。そこに支給額という形で、こういったものを支給するとなっております。ただし、教育扶助を受けている要保護者に対しては、教育扶助と重複する支給は行いません。続きまして、第5条です。ここでは支給の申請でございます。申請については、認定に必要な書類を添えて児童生徒が在学する学校の校長を経由して教育委員会に提出して行うこととなります。続きまして、第6条、要保護者等の認定です。これにつきましては、教育委員会は要保護者等の認定を申請者に認定の可否を学校長に支給計画額を通知するものとします。また、就学援助費の受領及び執行について、要保護者等は校長に委任するものといたします。第7条、就学援助費の支給期間は原則として認定月の初日から学年末といたします。第8条、校外活動等の実施の報告。実費を持って支給することとしている就学援助費については、校長から報告を受けるべき事項です。校外活動費とか修学旅行費について規定するものでございます。第9条、就学援助費は、校長を経由して要保護者等に支給し、医療費は直接医療機関に支払うものとします。第10条、実績報告等。就学援助

費の支給、就学援助費の受領、執行に関する事務については、校長が教育委員会や要保護者等に報告しなければならない事項を定めているものでございます。第11条、事情変更等の届出です。受給者の事情変更に係る教育委員会への届出義務を定めております。第12条、認定の取り消し等でございます。これは要保護者等の認定の取り消し事項や就学援助費の返還について定めるものでございます。

第13条、補則としまして、このほかに必要なことは教育委員会が別に定めます。

なお、この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

○石亀委員長 議案第2号について質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 要綱から規則に変えた理由はわかりましたが、前の要綱と違ったところがありますか。

○田代教育部長 大きく変わったものではありません。書式が、縦が横になったものがあります。例えば別記の1号様式、5条1号関係になります。これは本来横書きでございましたものを、書類の整理上、縦書きに直した程度でございます。以上でございます。

○米山教育長 別表の第4条関係というのは、準要保護だけなのか。このうちのどれかは要保護に入るけども、入らないというのものあるのかどうか。

○田代教育部長 要保護につきましては、この中の別表の4条関係につきまして、修学旅行費と医療費につきましては、こちらで支出するものでございます。ほかにつきましては、教育扶助費で賄っております。

○米山教育長 修学旅行費と医療費については、準要保護と同じような形で費用を保護者に支出する。上の残った部分については、要保護ということで、生活保護費の中にこの分の金額が含まれて保護者に支給されるということでもいいですか。

○田代教育部長 そのとおりでございます。

○米山教育長 わかりました。

○石亀委員長 第9条ですけれども、就学援助費は校長を経由して支給するものとするということですが、これは校長先生から該当する保護者に一旦支給されて、保護者から納入されるという形をとるわけですか。

○田代教育部長 給食費につきましては、直接こちらから給食センター、桜台小中学校に支出する形になります。学校長を通じてというのは、例えば家庭で買うもの以外で、学用品費の中で、お金が集金の部分と重なった場合には、保護者の了解を得て、集金の額を抜いた額で渡すという学校もありますし、そのまま渡して、新たに集金ということもあります。その辺は学校長に4条関係で委任をしています。

○石亀委員長 校長先生によって違いが出てくるんですか。

○田代教育部長 そうです。学校によって、例えば修学旅行費についても、一旦業者が待っていてというのと、親が立て替えるという学校もありますので、親との話し合いで決めていきますので、

多少違いはあります。

○石亀委員長 わかりました。これまでは準要保護の認定については、認定基準の1番に該当するとか、2番に該当するというやり方をしていましたが、今後は、第3条の中にあるアからケまでの条件ということになってくるんですか。

○田代教育部長 そのようになりますので、別記1号様式のところの認定を受けたい理由というところのア、イ、ウ、エ、オの該当するところに丸をつけて申請をしていく形になります。

○米山教育長 1から7がア、イ、ウ、エ、オということで内容は今までと変わりません。

○石亀委員長 わかりました。ほかに何かありましたらお願いします。特になければ、議案第2号についてお諮りします。原案のとおりに決定することでご異議はございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第2号は原案のとおりに決定いたします。

○議案第3号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の制定について

○石亀委員長 議案第3号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の制定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第3号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の制定について」。白井市特別支援教育就学奨励費支給規則を次のように制定する。平成26年3月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、これまで内部要綱に基づき支給していた特別支援教育就学奨励費について、扶助費としての性質から支給の根拠を規則に位置づけるため、新たに白井市特別支援教育就学奨励費支給規則を制定するものでございます。第1条、目的でございます。特別支援学級等に在学する児童生徒の保護者に対しての就学に要する経費の一部を支給するものでございます。第2条は、定義になります。第3条は、第1項ですけれども、白井市立小学校又は中学校の特別支援学級に在学する児童生徒です。これは特別支援学級に在学する児童生徒になります。第2項につきましては、小学校等、これは中学校も入りますけれども、小学校等に在学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒で、特別の教育課程を受けるもの。第3番項、小学校等に在学する政令第22条の3に規定する障害の程度に該当しない児童生徒で、特別の教育課程を受けるものでございます。2と3は、白井市の場合ですと、言語教室があります。そちらに通われているお子さんが対象になります。第4項が新しくなりました。小学校等に在学する政令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒でございます。第4条、これは支給額等でございます。就学奨励費の種類と支給額について規定するものでございます。詳細につきましては、第4条関係で別表があります。こちらについて、区分というのは収入等によって区分が変わりますけれども、そちらに対して支給額が書かれております。なお、就学援助費を受けている保護者に対しては、これと重複する支給は行いません。

次に、第5条関係でございます。支給の申請です。支給対象者は校長を経由して教育委員会に申告い

たします。支給対象者のうち、支給を辞退するものは校長を経由して教育委員会にその旨を届け出るような形になります。第6条関係は、支弁区分の決定でございます。教育委員会は、支給対象者の収入額及び需要額により支給区分を決定し、申請者に支給区分を学校長に支給金額を通知します。就学援助費の受領については、支給対象者は校長に委任する形になります。第7条関係、支給期間は、4月1日から翌年の3月31日までとします。第8条関係、校外活動等の実績の報告でございます。実費をもって支給することとしているものについては、校長から報告を受けて、それについて支給する形になります。第9条、就学奨励費につきましては、校長を経由して支給する形になります。

第10条、委任事務の完了報告等でございます。就学奨励費の受領に関する委任事務について、校長が教育委員会や受給者に報告することを定めているものでございます。第11条です。事情が変更した場合には、教育委員会へ届ける義務を定めています。第12条は、決定の取り消しでございます。支弁区分の決定の取り消しや就学奨励費の返還について定めるものでございます。

13条、補則として、その他必要なことは教育委員会が別に定める。附則、この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○石亀委員長 議案第3号について質問等がありましたらお願いします。

○石垣委員 特別支援の場合は、市外の学校に通学するということもありますか。

○田代教育部長 市外へ出る事例は、今ありません。

○米山教育長 我孫子等に行っている子どもいませんか。

○田代教育部長 特別支援学校につきましては、県立でございますので、そちらのほうでやっています。

○石垣委員 市が援助するのではなくて、県が行うのですか。

○田代教育部長 そうです。この実費の2分の1を援助するんですが、そのまた2分の1は国の補助が出ます。

○石垣委員 就学援助費は明らかに市内に住所があつてというように、第3条で明記しているんですが、特別支援はそのへんはどうなりますか。

○田代教育部長 第3条にありますとおり、市内の小中学校に在籍するという形にしておりまして、その規則でやっております。

○米山教育長 議案の2号と3号については、本来、国が全額負担すべきであつて、市で4分の1出しているというのは、若干おかしいのかなというように思います。国の規定、基準に基づいて各市町村は実施しております。国は地方交付税に算定しているということですが金額はわかりにくいんです。

○田代教育部長 2号につきましては、準要保護児童生徒は一切出ていません。要保護の修学旅行費と医療費の半額という形で、要保護者だけです。

○石亀委員長 ほかに質問等がありましたらお願いします。ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第3号についてお諮りします。原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第3号は原案のとおりに決定いたします。

○議案第4号 白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○石亀委員長 議案第4号「白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第4号「白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成2年教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則を次のように制定する。平成26年3月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、桜台小学校の通学区域において、十余一、清戸、谷田の一部が桜台4丁目と表示されることから、白井市立桜台小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正するものでございます。白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則。右側のページに新旧対照表がございます。その桜台中学校、桜台小学校のところに、現行ですと桜台3丁目が終わっていますけど、そこに改正案として桜台4丁目を加えるものでございます。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。

これは4丁目ができるということで、それに関して表示を変えたということですね。

○米山教育長 そうです。なお、桜台5丁目というのも新しく住居表示されますが、都市計画法上の用途が準工業地域ということで、通学するもののいる建物は建たないというので、ここには入れてありません。

○石亀委員長 他にありませんか。それでは、議案第4号についてお諮りいたします。原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第4号は原案のとおりに決定いたします。

○議案第5号 白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○石亀委員長 議案第5号「白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○笠井生涯学習課長 議案第5号「白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の

制定について」。白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。平成26年3月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井総合公園が4月1日から供用開始になりますので、白井市都市公園条例の一部改正に伴いまして、所要箇所の整理を行うものでございます。1条関係ですが、現行では「第7条第2項の規定により、市が管理する公園施設のうち」というのがあります。これにつきまして、条例のほうが削除されましたので、改正案では「に規定する有料公園施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする」この部分を削除してございます。もう1点が、現行では「あて先」が平仮名になっておりましたが、これを漢字の「宛先」に変更いたしました。第1条中の「第7条第2項の規定により、市が管理する公園施設のうち、有料で利用されるもの」を「に規定する有料公園施設」に改めますということで、先度説明した内容のとおりでございます。附則、この規則は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

○石亀委員長 議案第5号について、質問等がありましたらお願いします。

○石垣委員 白井総合公園の概要の全容が見えていないんですけども、有料施設というのは具体的にどのようなものがありますか。

○笠井生涯学習課長 有料施設につきましては、今現在は、中木戸公園、南山公園の競技広場、野球場、中木戸公園、南山公園、七次第1公園、十合一公園、野口多目的広場の庭球場が該当いたします。

○米山教育長 白井総合公園の有料公園施設とはどこですか。

○笠井生涯学習課長 文化センターです。

○黒澤文化課長 参考までに、今回、4月1日供用開始するところが4.2ヘクタールありまして、文化センターのあるところが3.6ヘクタール供用開始していますので、トータルすると7.8ヘクタールの公園になります。文化センターの裏手のところに個人所有の山林が約1ヘクタールございます。それにつきましては、借りることができましたので、4月1日の公園の供用開始にあわせて、今、環境建設部で山の中の枯木だとか倒木だとか下枝とかを落して整備をしております。会館との間にフェンスがあるんですけど、2カ所ほどフェンスを切り出入り口をつくりまして、公園のほうに行くこともできるようになります。全部で約9ヘクタール弱です。

○石亀委員長 他に何かありますか。なければ議案第5号についてお諮りします。原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第5号は原案のとおり決定いたします。

○議案第6号 白井市学校支援アドバイザーの委嘱について

○石亀委員長 議案第6号「白井市学校支援アドバイザーの委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第6号「白井市学校支援アドバイザーの委嘱について」。白井市学校支援アド

バイザー取扱要綱により、支援アドバイザーを委嘱する。平成26年3月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、学校支援アドバイザーについて、期間満了により新たに委嘱するものでございます。任期につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日でございます。中澤孝子、中嶋加奈江、2名を引き続き委嘱したいものと考えております。以上でございます。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。

○小林委員 1年間の大まかな活動内容を教えてください。

○田代教育部長 学校からの要請を受けまして、担任と子ども達がうまくいかないケースとか、学級崩壊までいなくても、学級に落ちつきがないという部分に関して、そのクラスに入っただき、先生に対して支援や、指導をいたしました。それとともに、本年度から全小中学校に配置しました読書活動推進補助教員が14名います。その14名に対しての研修会や授業を支援したりということを行っております。また、学校長からの要請に応じまして、学校経営に関することの相談等にも乗っております。

○米山教育長 基本的に、中澤さんについては授業改善を含めて読書と国語の授業の改善指導をお願いしたい。中嶋さんについては管理職でない先生の支援、指導をしていただくということで、お二人はこれまでの実績もありますので、継続でお願いしたいと思います。

○石亀委員長 先生方から、逆にこういうことをしたいという提案があったりとかはありますか。

○田代教育部長 本年度から配置した読書活動推進補助教員につきましては、その補助教員の活用した授業のあり方を、実際に幾つかの学校で展開して、各学校から見にきていただいておりますので、それをもっと広めて活発化していきたいという思いがあります。また、中嶋さんにつきましては、生徒指導面につきましては、先生方の指導力アップについてもっと支援をしていきたいということでございました。

○石亀委員長 専門ということからいうと、中嶋さんは体育だと思っておりますが、今後、体育の指導とか、そういうことの支援は入っていますか。

○田代教育部長 中嶋さんにつきましては体育が専門でございますので、本年度、七次台中学校の体育を公開しましたので、アドバイスをいただいたりしております。

○石亀委員長 今後もこの2人体制ということですか。

○田代教育部長 26年度も2人体制でできればと思います。

○石亀委員長 他に何かありますか。特になければ、議案第5号についてお諮りします。原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第6号は原案のとおり決定いたします。

○議案第7号 白井市教育相談員の委嘱について

○石亀委員長 議案第7号「白井市教育相談員の委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第7号「白井市教育相談員の委嘱について」。白井市教育相談員の委嘱期間が満了となるため、新たに相談員を委嘱する。平成26年3月4日提出、白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、教育相談員について、任期満了により新たに委嘱するものでございます。

任期につきましては平成26年4月1日から平成27年3月31日でございます。興津圭子、長島宣子、藤澤泰子、杉山充子でございます。それぞれ専門的にやってきており、資格もお持ちの方もいらっしゃるの、引き続き来年度も委嘱をしたいと思っております。なお、前回、予算のときにご説明したとおり、5名体制で、月曜日から金曜日まで毎日相談員を常駐するという形で行ってまいりましたが、1名足りません。これにつきましては、明日、公募しました方々の面談をしまして、その後決まりましたら、また委嘱について提案させていただきます。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。

○小林委員 1年間の活動内容を教えてください。

○田代教育部長 基本的に教育センター室の相談室において、来た方々の相談及び必要に応じて学校、または家庭訪問をして相談をしております。2月までの相談件数でございますけれども、2月末で延べ回数でいきますと475回でございます。昨年度1年間では、相談延べ回数が398回ございましたので、約80回相談回数が増えております。

○米山教育長 相談が多い内容を教えてください。

○田代教育部長 主に不登校関係で141回、発達障害に関わるものが83回、精神的に何か心配だという相談が73回でございます。

○石垣委員 曜日ごとに先生方が対応されていると思うんですけども、相談の内容によっては何回か来られる方もいらっしゃると思うんですが、情報共有というのはどういう形でなされているのでしょうか。

○田代教育部長 相談に来られる方がいろんな先生にかかるというよりも、例えば火曜日の先生だったならば、またその翌週の火曜日という形になります。例えば火曜日に来て、本来は水曜日の先生にお願いしたいということであれば、指導主事が対応いたします。指導主事から相談員に引き継ぎをする形になります。年に数回、相談員が全員集っての会議がございますので、そのときに幾つか事例を出しながら問題解決にあたっています。

○米山教育長 この3つの案件を見ると相談員だけでは解決できない内容もあると思うので、例えば心療内科の医師であるとか、紹介を含めた連携を相談員と詰めておいてもらいたいと思います。

○石亀委員長 一堂に会する機会は、ほとんどないわけですか。

○田代教育部長 年5回程度でございます。

○石亀委員長 わかりました。

ほかによろしいですか。それでは、議案第7号については、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

○議案第8号 白井市適応指導教室指導員の委嘱について

○石亀委員長 議案第8号「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第8号「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」。白井市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱に基づき、指導員を委嘱する。平成26年3月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、適応指導教室の指導員について、任期満了により新たに委嘱するものでございます。任期につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日でございます。委嘱する指導員は、水崎明代、松本京子、近藤一男、森まゆみでございます。引き続きこの4名の委嘱をお願いするものでございます。

○石亀委員長 質問等ありましたらお願いします。

○小林委員 年間の活動状況を教えてください。

○田代教育部長 現在、適応指導教室に通室している児童生徒でございますけども、中学生3年生が4名、2年生が5名、1年生が6名、合計15名です。多くは集団行動であったり、自己開示するための活動であったり、中には学校に定期的に登校したり、放課後登校するというお子さんもおります。

○高城委員 この4名の先生について、1日何名体制でしょうか。

○田代教育部長 常時2名で勤務しております。ただ、水曜日だけは、お互いの情報交換のために4名が一堂に会して情報交換をして翌週の計画を立てたり、子ども達の様子を伝えたりという形を取っております。

○石亀委員長 ほかに質問ありますでしょうか。特にないようでしたら、議案第8号についてお諮りいたします。原案のとおり決定することに異議はございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 議案第8号は、原案のとおり決定いたします。

○報告第1号 白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改定について

○石亀委員長 報告第1号「白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改定について」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 報告第1号、白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改定について。白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改定について別紙のとおり改定する。平成26年3月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案につきましては、白井市プラネタリウム館自主事業の

観覧料について、別紙のとおり改定するものでございます。今回改定する自主事業名につきましては、「あなただけのプラネタリウム」でございます。改定理由でございますが、平成24年度の秋から開始した事業でございます。投映準備であるとか当館の一般投映料金及び投映時間を考慮し、当初1人500円と設定したものでございます。しかしながら、事業を1年半経験を行いまして、次の理由によって改定を行うものでございます。1といたしましては、想い入れのあるお客様も多く、打ち合わせ時間を要しているということ。2つ目といたしまして、さまざまなタイプの写真が持ち込まれ、投映準備に時間を要している。観覧者が2名の利用も多いということで、2人でも5人でも同じ時間、労力の準備等かかるということです。改定額でございますが、現状、1人当たり500円ということで実施しているわけでございますが、改定後につきましては1組4人まで2,000円といたしまして、それ以上は1人につき500円ずつ徴収するというものでございます。改定は、26年4月1日から行いたいということでございます。参考といたしまして、現在までの来館者のデータでございますが、24年度につきましては4カ月で12組、今年度は2月までで31組、トータルで43組の138人でございます。入場料金のほうが、トータルとして6万7,000円、合計の平均客数が3.2/組ということでございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いします。

○米山教育長 この件とは直接関係はありませんが、以前JAXAの関係で、白井市のプラネタリウムを利用して宇宙服を持ってきていただき実際に触れられるというような話が出たことがありますが、もう1度確認しておいてください。

○黒澤文化課長 わかりました。

○石亀委員長 他に質問がなければ、報告第1号については終わります。それでは、非公開案件に入ります。傍聴の方、ありがとうございました。

非公開案件 ○報告第2号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他、何かありますか。

○黒澤文化課長 逆刃刀のカラー刷りのペーパーを配布させていただきました。富塚の牧士川上家の調査をしていたところ、昨年10月24日に発見されたものでございます。日本刀の製法とは異なるもので、これまで類例のない資料として考えられているということで、新聞でも報道されました。刃の部分と峰の部分が逆さになっているということで逆刃刀と言っているんですけども、現在、教育委員会に寄贈を受けておりますので、郷土資料館で展示しています。

○石亀委員長 他に何かありますか。

○田代教育部長 冒頭で教育長の報告にありましたが、PTAの要望関係についてご報告します。白

井市小中学校PTA連絡協議会から、11月26日に市長あてに、PTAがパトロールを実施した危険箇所について、市に改善の要望書が提出されました。本年度から、この要望書を受けて、中学校区をもとに危険箇所を学校とPTAと、市からは道路課、市民安全課、都市計画課、学校教育課が一緒に合同点検をさせていただきました。1月28日と30日、2日間かけて幾つかの場所を点検させていただきました。それをもとに、回答書をつくりました。2月21日に市P連のほうから、各中学校区の代表者12名のPTAの役員さんと、市長、教育長はじめ、担当各部長と課長も一緒に出席しまして、説明をして、その後、幾つか質問を受け付けて回答を返したところでございます。

○**米山教育長** 合同点検は必要だと思います。保護者、学校から、ここは危険だよとされている場所を市も認識したということになります。

○**石亀委員長** 以前は、毎年同じような要望、同じような回答で、できる、できないという進展がないまま繰り返しをされていたようなところがあるので、本年度の対応は非常にいいと思います。お互い智恵を寄せあって新しい発想で改善ができるところが増えればいいと思います。

○**田代教育部長** その辺はPTA会長さんも、現場でこうしたほうがいいのか、はっきりと理由が説明されるので助かりましたという意見をいただいています。

○**石垣委員** どれを最優先していくのかというのは、選定されるんですか。

○**田代教育部長** 例えば信号については警察署に頼みますけども、警察署でも順番があるかと思えます。こちらのほうとしましても、大優先に対応すべきと判断した場所については、すぐにできるものについてはやりますと回答させていただいています。土地が絡むものになりますと地権者の問題がありますので、すぐには回答ができません。

○**石垣委員** それぞれの中学校区からすれば、自分のところを最優先でやってもらいたいということがあるでしょうけれど、1冊の回答書として見たときには、どれを優先的にやっていくかということはある程度決めてやったほうがいいのかというのは思ったのですが、これだけ数があると、それもなかなか大変かもしれません。

○**田代教育部長** 特に信号機につきましては、地域の方も一緒になって声を挙げてくれるとありがたいということもあります。そういったものもありますので、そういうふうには依頼をしています。

○**高城委員** 評価の×は無理とか、そういうことですか。

○**田代教育部長** ×は今現在では対応できないということです。△は検討する余地があって、すぐにはできないけども、今後検討していくということでございます。

○**高城委員** 最近、白井第一小学校の木下街道の歩道のところに、光るライトのようなものがつきましたが、そういう要望でついたのかどうかはわかりませんが、ありがたいです。

○**米山教育長** 今回の話し合いの中で、横断歩道をつくってほしいというのがありました。横断歩道は公安委員会だからすぐには難しいという回答をし、両者が落ちついたのは、横断歩道は市ではつくれないけど、道路に注意とか交通安全とか、また絵を描いたり、電柱に危険とか光るマークのような

ものをつけることはできるので、横断歩道ができるまでは、できる範囲でできるものはすぐやります
というような進め方をしました。

○石亀委員長 リクエストがないとできないというのではなく、代替案をお互いどんどん出せる感じ
だといいます。

○米山教育長 危険箇所を発見してもらうということでは、大変助かる事業です。草刈りも個人の家の
木とかがありますので、PTAから上げてもらえるのも助かります。

○石垣委員 常に危険なところもあるし、例えば雨が降ったときに危ないとか、冬場の夕暮れ時が危
ないとか、いろんなシチュエーションがあると思います。そういうのも、PTAの方が見て、上げて
こられているとは思いますが、一時的にリスクが高まる場所もやらなければならないということ
ですよね。

○田代教育部長 冬凍るので、坂は滑って危ないという場所もあります。塩カルを置くところをつ
くったので、こちらですぐ撒けないときは近所の方をお願いしたりということもあります。

○石亀委員長 スマホにそういうソフトがあるらしく、そのときの状況を写真に撮って市に送ると、
すぐそれを確認して現場に向かい改善につなげるというようなのがニュースで話題になって見たこ
とがあります。

○田代教育部長 そういうのも1つだと思います。なお、合同点検で行けないところにつきましては
担当課が現場に行って写真を撮って持っています。

○石亀委員長 他に何かありますか。

特になければ、以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

次回は3月25日臨時会議となります。本日はお疲れさまでした。

午後4時閉会